

別記様式第4号（第26条関係）

消 防 法 令 適 用 基 準 書

防火対象物	名 称		用 途
	所 在 地 又 は 工 事 施 工 者		
	建 築 主 氏 名		
消 防 用 設 備	消 火 設 備	1 消火器具 (政令第10条) (省令第6条～第9条・11条)	
		2 屋内消火栓設備 (政令第11条) (省令第12条)	
		3 スプリンクラー設備 (政令第12条) (省令第13条～第15条)	
		4 特殊消火設備 (政令第13条～第18条) (省令第16条～第21条)	
		a 水噴霧 b 泡 c 二酸化炭素 d ハロゲン化物 e 粉末	
		5 屋外消火栓設備 (政令第19条) (省令第22条)	
		6 動力消防ポンプ設備 (政令第20条)	
		7 パッケージ型消火設備 (政令第29条の4) a I型 b II型	
	8 パッケージ型自動消火設備 (政令第12条)		
	警 報 設 備	9 自動火災報知設備 (政令第21条) (省令第23条～第24条の2)	
		10 ガス漏れ火災警報設備 (政令第21条の2) (省令第24条の2の2～第24条の2の4)	
		11 漏電火災警報器 (政令第22条) (省令第24条～第24条の3)	
		12 消防機関へ通報する火災報知設備 (政令第23条) (省令第25条)	
		13 非常警報器具 (政令第24条)	
		14 非常警報設備 (放送設備) (政令第24条) (省令第25条の2)	
		15 非常警報設備 (放送設備以外) (政令第24条) (省令第25条の2)	
	避 難 設 備	16 避難器具 (政令第25条) (省令第26条～第27条)	
		17 誘導灯 (政令第26条) (省令第28条～第28条の2)	
18 誘導標識 (政令第26条) (省令第28条の2～第28条の3)			
備 等	消 防 用 水	19 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水 (政令第27条)	
	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	20 排煙設備 (政令第28条) (省令第29条～第30条)	
		21 連結散水設備 (政令第28条の2) (省令第30条の2～第30条の3)	
		22 連結送水管 (政令第29条) (省令第31条)	
		23 非常コンセント設備 (政令第29条の2) (省令第31条の2)	
		24 無線通信補助設備 (政令第29条の3) (省令第31条の2の2)	
防 炎 対 象 物 品	25 防災対象物品の使用 (政令第4条の3～第4条の4) (省令第4条の3～第4条の4)		
火 災 予 防 条 例	26 喫煙所の設置 (条例第23条)		
	27 劇場等の客席 (条例第35条～第38条)		
	28 避難通路 (条例第37条～第38条)		
	29 火気使用設備等 (条例第3条～第10条、第17条の2)		
	30 少量危険物 (条例第31条～第32条)		
	31 指定可燃物 (条例第33条～第34条)		
	32 変電設備・発電設備・蓄電池設備 (条例第11条～第13条)		
	33 ネオン管灯設備 (条例第14条)		
	34 住宅用防災機器 (条例第29条の2)		
そ の 他 の 規 制			
<p>消防法令の規制については、上記の○印を付した基準により施工します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">設計者（被委任者） 事業所名 氏 名 印</p>			

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法令の略称「政令」：消防法施行令 「省令」：消防法施行規則 「条例」：日高広域消防事務組合火災予防条例